

7月26日(土)13時過ぎから、東広島キャンパス学生会館フリースペースにおいて組合定期大会を開催しました。以下、あらためて新役員をご紹介します、定期大会の状況を議事録にてご報告します。

2014年度  
新役員紹介

	役職名	氏名	職種	所属支部等
1	執行委員長	吉田 修	教員	社会科学研究科支部(新規)
2	副執行委員長	佐藤 大志	教員	教育学研究科支部(前年度執行委員)
3	副執行委員長	土井 徹	教員	附属東雲支部(前年度執行委員)
4	書記長	水羽 信男	教員	総合科学部支部(新規)
5	書記次長	山本 透	教員	工学研究科支部(新規)
6	書記次長	小藪 猛	組合職員	組合本部支部(前年度書記次長)
7	経理部長	八尾 隆生	教員	文学研究科支部(新規)
8	執行委員	細野 賢治	教員	生物生産学部支部(前年度執行委員)
9	執行委員	山口 富美夫	教員	理学部支部(新規)
10	執行委員	近藤 さゆり	契約職員	霞支部(新規)
11	執行委員	市川 貴子	教員	附属中・高支部(新規)
12	監査委員	湯浅 理枝	教員	附属三原支部(前年度監査委員)
13	監査委員	甲斐 章義	教員	附属福山支部(新規)
14	監査委員	児玉 早苗	契約職員	生物生産学部支部(新規)

新執行委員長あいさつ

社会科学研究科 吉田 修

法人化直前に初めて執行委員長を務めてから、何回目かの委員長職になります。初めての時と同じなのは、前年度副委員長をやることなく、委員長に就任しますので、何回目かと言っても浦島太郎的に、やや事情が分からなくなっていることです。このことで組合員の皆さんにご迷惑をかけないように、他の執行委員とともに全力を尽くしたいと思います。

中央政府での政権交代は教育研究の分野にも影を落とし、学校教育法や国立大学法人法の改定によって、学問の自由やそれを支える大学の自治が危うくなっています。大学の自治は、大学で教育研究をする者の特権ではなく、むしろ学問の自由を成り立たせる、私たちに与えられた責務であると考えべきもので、われわれは、学問の自由とは何か、大学の自治とはどういうものであるのか、ということについて、もう一度コンセンサスを確認していかなければならないように思います。

給与額やその算定方法の問題(特に年俸制の導入)、残業時間の把握とそれに対する支払いの問題、雇用の維持と確保の問題など、大学教職員が直面する課題は多様です。その一方で、法人化によって労働条件は労働者と雇用者の交渉事項になっているはずなのに、依然として給与額には国家公務員と同じ枠が事実上はめられ、雇用者が国から個別の大学になって、雇用者としての当事者能力が低下してしまいました。こうした中で、組合に入っていないなくても同じ、という考えがさらに強まっているようにも見えます。しかし、そうではありません。組合員であることで、皆さんの雇用はより強く守られますし、皆さんの声は、より強く大学側に伝わります。共済的な部分も含め、皆さんの周りの、まだ組合に入っていない教職員に、ぜひ呼びかけてください。組合費を払い、自分たちの力で組合を支えることによって、私たちはほんとの自立を得るのだと。

組合は、皆さんに何らかの利益を与える組織ではありません。そうではなく、組合に結集することで、皆さんの雇用や働く自由が強められる組織です。皆さん自身の主体性が組合を強くし、皆さんの、働くものとしての自由と自立を支えます。ともにがんばりましょう。

## 広島大学教職員組合 2014年度定期大会議事録

1. 開催日時 2014年7月26日(土) 13時03分～15時26分
2. 開催場所 東広島市鏡山1丁目4番5号 広島大学 大学会館 フリースペース
3. 代議員の総数 45名
4. 出席した代議員数 28名 内訳：本人出席 13名  
出席者委任出席 2名  
書面議決書出席 13名  
上記出席により、定足数に達し、本大会は成立した。

### 5. 出席役員

#### (1)出席執行委員の氏名

西別府元日、松生建、阿部哲久、飯沼昌隆、小薮猛、西村雄郎、佐藤大志

### 6. 開会宣言及び執行委員長挨拶

書記長 飯沼昌隆 が、出席代議員数が代議員総数の過半数に達していることを報告して開会を宣し、まず、執行委員長 西別府元日 の挨拶が行なわれた。

### 7. 議長及び議事録署名人等の任命

書記長 飯沼昌隆 が議長の選出を求めたところ、代議員 坂井 陽一 が満場異議なく議長に選出された。議長は議長席につき、議事録署名人及び書記兼大会運営補助員を次のとおり任命した。

議事録署名人 中山 祐正、高永 茂  
書記兼大会運営補助員 和田 純子、岡本 敏一

### 8. 議事の経過の要領とその結果

審議に先立ち、議長より議事運営について以下のとおり提案があり、承認された。

議案の関連する性格から、第1号議案と第2号議案は併せて提案を受けて討議し、採決は個別に挙手で行なうこととする。また、第3号議案と第4号議案は併せて提案を受けて討議し、採決は個別に挙手で行なうこととする。

#### 第1号議案 2013年度活動報告

書記長 飯沼昌隆 より別紙「2013年度活動報告」のとおりの提案があった。

附属学校教員の時間外手当支給問題について、及び、教養科目授業と産経新聞報道等に関する執行委員会討議状況について質疑応答が行なわれた。

討議の後、挙手で採決が行なわれ、反対0票、保留1票、賛成26票 で第1号議案は原案どおり承認可決された。

#### 第2号議案 2013年度決算

書記次長 小薮猛 より別紙「2013年度決算」のとおりの提案があった。

特別な討議もなく、挙手で採決が行なわれ、反対0票、保留0票、賛成27票 で第2号議案は原案どおり承認可決された。

#### 第3号議案 2014年度活動方針

書記長 飯沼昌隆 より別紙「2014年度活動方針」のとおりの提案があり、討議が行なわれた。

組合員の増加策について質疑応答、意見表明が行なわれた。

討議の後、挙手で採決が行なわれ、反対0票、保留0票、賛成27票 で第3号議案は原案どおり承認可決された。

#### 第4号議案 2014年度予算

書記次長 小薮猛 より別紙「2014年度予算」のとおりの提案があった。

特別な討議もなく、挙手で採決が行なわれ、反対0票、保留0票、賛成27票 で第4号議案は原案どおり承認可決された。

## 9. 閉会宣言及び議長・書記等の解任

全議案が終了し、議長より閉会が宣言されるとともに議長及び書記兼大会運営補助員が解任された。

以上の決議を明確にするため、議長及び議事録署名人が記名押印する。

2014年7月26日

広島大学教職員組合2014年度定期大会

議長 坂井 陽一  
議事録署名人 中山 祐正  
議事録署名人 高永 茂



写真:西別府委員長あいさつ (2013年度の執行委員長)

# 2014年度人事院勧告の概要

8月上旬に今年度の人事院勧告が出されました。それに関わる給与法等の改定はこれからですが、教職員へ影響する可能性がある主要な部分をご紹介します。なお、大学からの提案もこれからになります。

(文責 小藪)

## 1. 月例給、ボーナスについて

### ●月例給

(1)行政職俸給表(一)の本給(広島大学では一般職に相当。ただし、その他の職種もそれに準じている。)

平均0.3%の引き上げ。ただし、若年層に重点を置いて改定し、3級以上の級の高位号俸は改定しない。また、1級の初任給を2000円引き上げ。なお、改定のない3級以上の高位号俸とは、一般職の3級で100号俸以上、4級で84号俸以上、看護職の3級で108号俸以上、4級で96号俸以上となっています。

(2)通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当を次のように引き上げる。

片道距離	5km未満	5km以上	10km以上	15km以上	20km以上	25km以上	30km以上
現行手当	2000円	4100円	6500円	8900円	11300円	13700円	16100円
新規手当	2000円	4200円	7100円	10000円	12900円	15800円	18700円

片道距離	35km以上	40km以上	45km以上	50km以上	55km以上	60km以上
現行手当	18500円	20900円	21800円	22700円	23600円	24500円
新規手当	21600円	24400円	26200円	28000円	29800円	31600円

### ●ボーナス

年間3.95月を4.10月へ0.15月引き上げる。ただし、引き上げ分は勤勉手当に配分する。

<6月期> <12月期>

平成26年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
	勤勉手当	0.675月(支給済み)	0.825月(現行0.675月)
平成27年度	期末手当	1.225月	1.375月
以降	勤勉手当	0.75月	0.75月

なお、勤勉手当は「特に優秀、優秀、良好、良好でない」の評価のあるものです。また、平成26年度(2014

年度)の12月期勤勉手当は6月分を加算した数値です。広島大学では、これまで勤勉手当の0.015月を「優秀者適用」の財源に充てており、評価が良好(標準)の個人の月数は $0.015 \times 2$ (夏・冬) $=0.03$ 月を控除した年間3.92月になっています。

### ●実施時期

月例給は今年4月1日に遡って実施、ボーナスは「法律の公布日」となっています。

## 2. 給与制度の総合的見直し

見直しの理由は、(1)民間賃金水準が国家公務員より低い地域への対応、(2)50歳台後半層の給与水準がまだ民間より高いための見直し、(3)公務組織の特性・円滑な人事運用のための諸手当の見直し(ほとんど関係ないため、以下の説明では省略)、の3点としています。

この(1)を概述すると、国家公務員の給与水準が民間の賃金水準より高い地域があるので、全体の本給を2%引き下げることでその高い地域を是正し、民間賃金水準と比較して下がり過ぎた地域は地域手当を見直そうとするものです。

### ●地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し

(1)行政職俸給表(一)の見直し(広島大学では一般職に相当。ただし、その他の職種もそれに準じている。)

2015年4月1日に次のように改定する。

本給の水準を平均2%引き下げ、3級以上の級の高位号俸は50歳台後半層で最大4%程度引き下げる。

(2)2010年度人事院勧告により2011年1月から実施された、55歳超職員(行政職(一)6級相当以上)の俸給等を1.5%減額する措置は2018年(平成30年)4月1日に廃止する。

当時、この1.5%減額の対象者の9割以上が教授で、教授職の約半数が該当しました。また、この給与減額の代償措置として、ボーナスの勤勉手当で役職段階別加算20%が実施されています。

(3)地域手当の見直し

2015年度から段階的に引き上げ、2018年度で終了させる。支給地をこれまでの6段階(3%~18%)から7段階(3%~20%)へ変更する。広島大学に関係するところは次のようになっています。

地域	広島市	東広島市	三原市	福山市
現行	10%	0%	0%	0%
新規	10%	3%	3%	0%

また、段階的引き上げということで、これまで0%だった地域の2015年度支給は1%となっています。

ここで注意する必要があるのは、広島大学においては東広島・三原の勤務者がこれまでと比べて3%アップすることを意味しません。広島大学では現在、広島市勤務者は6%、その他勤務者は3%の地域手当(特別調整手当)となっています。

### ●現給保障と財源(昇給抑制)

(1)激変緩和のための経過措置として、引き下げた本給が直前2015年3月の本給額に達するまでは、3年間、差額を保障する。(現給保障)

(2)見直し初年度の改定原資(財源)を得るため、2015年1月1日の昇給を1号俸抑制する。

なお、人事院勧告による国家公務員の給与変動がどのようであったとしても、広島大学へ交付される運営費交付金に変動はありません。運営費交付金は、法人化以降、効率化係数等の名の下に対前年▲1.5%前後の減額を続ける井勘定方式です(臨時的交付金を除く)。

このため、人事院勧告に連動して給与を下げる場合は、当初予定(予算)から差額の余剰金が発生し、代償措置の財源になります。他方、給与を上げる場合はどこかから財源を工面する必要が出て来ます。

また、「2. 給与制度の総合的見直し」では、大学にとって、本給の平均2%引き下げと1月1日昇給の1号俸抑制によって財源が生まれ、地域手当の引き上げと現給保障(経過措置)等が支出になります。ここでは、例えば、「広島市の地域手当はこれまでと変わらず10%だから、広島の事情からのこれまでの6%のままでよいでしょう」というわけには行きません。何故なら、本給が2%引き下げられ、1号俸の昇給抑制があるからです。来年3月まで、複雑な計算とややこしい交渉が続くようになります。

以上

発行 広島大学教職員組合

(東広島事務所 本部)  
東広島市鏡山1-7-2(広大西口 西エネルギーセンター内)  
内線(東広島84)5390 TEL/FAX 082-422-7556  
メール union@hiroshima-u.ac.jp  
ホームページ <http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>

全労済の  
「マイカー共済キャンペーン」  
の案内です。(挟み込みチラシ参照)  
気軽に見積りをお申し込みください。